

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

窓口において本人自ら印鑑登録証明書の交付申請をする場合、印鑑登録証の提示を省略して申請することを可能とする、岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例（令和6年条例第28号）の公布に伴い、改正後の条例第14号第1項ただし書に規定する「規則で定める書類」を定める。

第2 改正の内容

本人確認をすることができる書類として、規則第3条第2項第1号（登録申請時の本人確認書類）と同様に、岩見沢市本人確認の取扱いに関する規則別表第1に掲げる書類を定める。（改正後の規則第12条第2項）

第3 施行期日

令和7年2月1日

岩見沢市規則第29号

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市印鑑条例施行規則（昭和51年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「第1項」の次に「本文」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める書類は、岩見沢市本人確認の取扱いに関する規則別表第1に掲げるもののうちいずれかの書類とする。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。